

令和8年3月吉日

各 位

阿久比町商工会

会長 今津 哲次

令和8年度「阿久比町暮らし応援クーポン券」

事業におけるクーポン券利用店舗の登録について（お願い）

このたび、物価高騰への支援策として、全町民（約28,100人）へ1人あたり影響を受けている生活者や事業者を支援するため、「阿久比町暮らし応援クーポン券」（500円券×16綴）を発行し、町内に配布を予定しております。前回同様に買上金額（税込）1,000円につき、500円券1枚の利用ができるものですが、一人に配付されるクーポン券は3千円から8千円へと引き上げられるため、売上に大きく寄与することが見込まれますので、是非ご登録をお願い申し上げます。

1 加盟料 商工会会員 無料

商工会非会員 5,000円

商工会非会員 30,000円（大型店）

【アピタ阿久比店・ユーストア阿久比北店・DCM阿久比店】

2 申込方法 以下の（1）・（2）・（3）をご用意のうえ商工会までお申し込みください。

（1）特定事業者（加盟店舗）登録申請書

（2）加盟料

（3）債権者登録申請書

※令和7年度に実施した阿久比町生活応援クーポン券の加盟店で
加盟店舗で変更がない場合は「債権者登録申請書」は提出不要

登録申請は令和8年12月末まで可能ですが、**3月31日（火）までに申し込み頂きますとクーポン券発送時に同封する加盟店舗一覧に店舗名が掲載されます。**

（問い合わせ先）

・加盟店舗登録について

阿久比町商工会 電話 0569-48-7085 FAX 0569-48-6087

※受付番号

「阿久比町暮らし応援クーポン券」 特定事業者(加盟店舗)登録申請書

令和 年 月 日

阿久比町商工会長 殿

私(事業者)は、本事業の趣旨を理解し、令和8年度「阿久比町暮らし応援クーポン券」について
同実施要綱及び募集内容を承諾の上、特定事業者(加盟店舗)として登録を申し込みます。

事業者名 (店舗名)	(ふりがな)		
代表者名	(ふりがな)		
所在地	〒		
	阿久比町		
電話番号	(事務所)	FAX番号	
	(携帯)		
メールアドレス			
業種 (事業内容)	<input type="checkbox"/> ① 小売業	<input type="checkbox"/> ② 飲食業	<input type="checkbox"/> ③ サービス業
	<input type="checkbox"/> ④ その他 (具体的に記入してください)		
阿久比町商工会 会員区分	会 員 ・ 非 会 員		
チラシ等へ掲載名 (店名等)希望がある 場合は記入ください	(ふりがな)		

【提出方法】①～③のいずれかの方法で提出してください

①商工会へ持参 ②FAX 48-6087 ③agui-sci@kne.biglobe.ne.jp

◎ 注意事項

- ・振込先については、前回(令和7年度)クーポン券事業で店舗登録をしていない新規の方、また、前回より記載内容に変更がある方のみ、「債権者登録申請書」をご記入の上、ご提出ください。(※持参又は郵送で提出)
- ・控えが必要な場合は、あらかじめコピーして保管してください。

		※受付印
※入力	※照合	

※ 阿久比町商工会処理欄

【記載例】

申請書は、商工会へ持参または郵送で提出してください。(メールによる提出不可)

債権者登録 口座振替支払 申請書 (1新規 2変更 3取消)

阿久比町からの支払金は、口座振替の方法によりお支払いください。
 口座振替がなされたときは、その金額にかかる債務が弁済されたものといたします。
 なお、後日、内容に変更が生じたときは、変更届を提出いたします。

阿久比町会計管理者 殿

法人・団体用

令和 6 年 4 月 1 日

※この申請書を提出する際は代表者印を押印してください。
 (押印ができない場合は法人確認書類の添付が必要となります。)
 ※新規・変更にかかわらず、すべての項目を記入してください。

債権者コード

③ (変更の場合) 法人・団体名(旧法人・団体名) 代表者名
 変更内容 所在地 電話番号 振込先

〒 470-2292 ④ 所在地 (住所) 愛知 都・道 知多 市・区 阿久比 町 大字卯坂字殿越50番地 ⑤

⑥ 法人・団体名 (フリガナ) カ) アグイショウジ ウサカイギョウシ
 (株)阿久比商事 卯坂営業所

代表者名 (役職・氏名) (フリガナ) ダイヒョウトリシマリヤク アグイ タロウ
 代表取締役 阿久比 太郎 ⑨印

⑦ 金融機関コード 金融機関・支店名 電話(0569 - 48 - 1111) ⑧

⑩ 預貯金口座 阿久比 信用金庫 阿久比 本店 ⑪普通 口座番号 0123456
 農協 支店 2当座

フリガナ ⑪ カ) アグイショウジ ダイヒョウトリシマリヤク アグイタロウ

⑫ 口座名義 (株)阿久比商事 代表取締役 阿久比 太郎

⑬ 支払通知 1 通知不要 2 郵送通知要する ※ 法人確認書類 ⑨
 登記事項証明書の写しまたは印鑑証明書の写し(上記がない場合)
 提出される社員または代表者の社員証の写し
 提出される社員または代表者の名札の写しまたは名刺(法人名の記載あり)及び運転免許証の写し

⑨ 処理欄 会計課 所属長 担当者 入力 確認 年月日 年月日 処理担当者印(会計課)

○太線の中だけご記入ください

- ① 該当する項目に○を付ける。
 1 新規・新しく登録する場合
 2 変更・代表者や所在地(住所)、振込口座等を変更する場合
 3 取消・廃業等で取引が無くなる場合
- ② 申請書作成日を記入する。
- ③ (変更の場合)変更する内容に✓を付ける。
- ④ 郵便番号(7桁)を記入する。
- ⑤ 所在地を記入する。
 ※ビル・マンション等の場合、その名称や階・部屋番号も記入する。
- ⑥ 会社名(支店・営業所)、及びフリガナを記入する。
- ⑦ 代表者名及びフリガナを記入する。
- ⑧ 電話番号を記入する。
- ⑨ 代表者印を押す。
 ※押印できない場合は、法人確認書類の添付が必要となります。
 ・登記事項証明書の写しまたは印鑑証明書の写し(上記がない場合)
 ・提出される社員または代表者の社員証の写し
 ・提出される社員または代表者の名札の写し
 または名刺(法人名の記載あり)及び運転免許証の写し
- ⑩ 振込先の金融機関・口座種別・口座番号を記入する。
 ※口座種別は、普通または当座のみになります。
 ※口座番号は左づめで7桁(0を含む)記入してください。
- ⑪ 口座名義のフリガナを記入する。
 ※株式会社・有限会社などは略称で記入してください。
 (下記法人略称(一覧)を参照して下さい。)
- ⑫ 口座名義を記入する。
- ⑬ 支払通知が必要か不要かを選択し、○を付ける。

法人略称(一覧)

(法人種類)	(カナ略称)	(法人種類)	(カナ略称)	(法人種類)	(カナ略称)
株式会社	カ	財団法人		特定非営利	
有限会社	ユ	一般財団法人	ザイ	活動法人	トクビ
合名会社	メ	公益財団法人		弁護士法人	ベン
合資会社	シ	社団法人		行政書士法人	ギョ
合同会社	ド	一般社団法人	シヤ	司法書士法人	シホウ
医療法人		公益社団法人		税理士法人	セイ
医療法人社団	イ	社会福祉法人	フク	特別養護	
医療法人財団		宗教法人	シユウ	老人ホーム	トクヨウ

担当課()

阿久比町くらし応援クーポン券 特定事業者（加盟店舗） 募集要項

1. 事業目的

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている事業者や生活者を支援するため、全住民に阿久比町内で使用できる「阿久比町くらし応援クーポン券」（以下、クーポン券という）を配布する。

2. 事業規模

224,800千円 1セット 8,000円（500円券×16枚）

全住民は28,100人（11,300世帯）【概算人数】

8枚は大型店でも利用可、残り8枚は大型店利用不可（大型店以外では8枚利用可）

・クーポン券の表記「小型店用（地域券）」と「大型店・小型店用（共通券）」

・**大型店** アピタ阿久比店・DCMカーマ 阿久比店・ユーストア阿久比北店
（アピタ阿久比店テナント店および外部店舗は小型店用とする）

3. 事業主体

阿久比町（一部事務委託（阿久比町商工会））

4. 事業内容

- (1) 対象者
基準日において、阿久比町の住民基本台帳に記録されている全住民。
なお、住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく届出期間内に届出されたものを反映する。
- (2) 発行額
額面8,000円（500円券×16枚）
- (3) 発行部数
約28,100冊
- (4) 配布開始
令和8年6月中旬頃
- (5) 配布方法
町より世帯主に対し、世帯人員分をまとめて配達する。
- (6) 使用期間
令和8年7月1日（水）～令和8年12月31日（木）
- (7) 遵守事項
以下の事項を遵守すること。
 - ①クーポン券は物品販売又はサービスの提供などの取引において使用可能である。
 - ②クーポン券の現金化は不可である。
 - ③クーポン券の転売、譲渡及び換金を行わないこと。
 - ④利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないこと。
 - ⑤クーポン券の紛失及び盗難に対して、阿久比町はその責を負わない。

5. クーポン券を使用できないもの

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料等の公租公課
- (6) その他、阿久比町長及び加盟店舗が指定するもの

6. 特定事業者（加盟店舗）登録申請手続き

- (1) 申請方法
本事業の事業内容及び募集要件に同意の上、「阿久比町くらし応援クーポン券特定事業者（加盟店舗）登録申請書（※新規または変更の場合のみ）」、「債権者登録申請書（※新規または変更の

場合のみ)」に必要事項を記入し、阿久比町商工会まで提出すること。(※債権者登録申請書は、持参又は郵送にて提出)

- (2) 申請期間
令和8年3月2日(月)～令和8年12月31日(木) 必着
- (3) 審査・承認
阿久比町商工会の審査を経て、特定事業者(以下、加盟店舗という)として承認する。承認の場合は、啓発品(のぼり、ポスター等)を配布する。

7. 加盟店舗募集要件

- (1) 募集要件
阿久比町内において、一般消費者を対象とした事業を営んでいること。
- (2) 加盟店舗の対象外となる要件
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業を行う者。
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる者、または業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
 - ③ 上記〔5 クーポン券を使用できないもの〕に記載の取引、商品のみを取り扱う者。
 - ④ 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ⑤ 町長が不相当と認めた者。

8. 各種経費

加盟店舗の登録料は以下のとおりとする。

阿久比町商工会員 無料 商工会非会員 5,000円

9. 加盟店舗の責務等

加盟店舗は、下記の要件に留意すること。

- (1) 使用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る前に問題ないか確認すること。偽造されたクーポン券(偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違う等)と判別できた場合は、クーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに阿久比町商工会まで報告すること。
- (2) 使用期間中における商品の売買・サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能のため、クーポン券の交換及び売買は行わないこと。
- (3) 加盟店自らの事業上の取引に使用しないこと。
- (4) 使用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店舗の責務とする。

10. 換金手続き

- (1) 換金受付期間
令和8年7月1日(水)～令和9年1月22日(金)
- (2) 換金方法
加盟店舗は使用済みのクーポン券(※裏面に店名を記入すること)を阿久比町役場産業観光課へ持ち込みし、その際、産業観光課は「預り証」を加盟店舗へ交付するものとする。
- (3) 換金支払日
毎月2回(半月ごと。月によって支払日は変動)

11. 問合せ先

加盟店舗登録について

阿久比町商工会
阿久比町大字卯坂字古見堂48
電話 0569-48-7085 FAX 0569-48-6087
mail agui-sci@kne.biglobe.ne.jp

換金について

阿久比町役場 建設経済部産業観光課商工観光係
阿久比町大字卯坂字殿越50番地
電話:0569-48-1111(内線1225・1226)
E-mail:shoko@town.agui.lg.jp